

離島航路船員確保・育成支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日 沖縄県企画部長決裁

(趣旨)

第1条 知事は、離島航路の安定的な確保・維持を図るため、船員の確保及び育成を支援する離島航路船員確保・育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 離島航路整備法第2条に該当し、沖縄県内に本社を有する離島航路事業者又は本島離島間における貨物船若しくは油送船で内航海運業を営む事業者
 - (2) 離島航路整備法第2条に該当し、沖縄県内に本社を有する離島航路事業者に従事する者又は本島離島間における貨物船若しくは油送船で内航海運業を営む事業者に従事する者
 - (3) 離島航路整備法第2条に該当し、沖縄県内に本社を有する離島航路事業者に従事を予定している者又は本島離島間における貨物船若しくは油送船で内航海運業を営む事業者に従事を予定している者
 - (4) 沖縄県内の水産高等学校（専攻科含む）に生徒として在籍している者
 - (5) その他沖縄県知事（以下「知事」という。）が必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の号に該当する場合は、補助の対象としない。
- (1) 補助金の補助対象経費について既に他の制度による補助を受けている経費

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

2 補助率は、別表に掲げるところによる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、離島航路船員確保・育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費内訳書
- (3) 宣誓・同意書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取り下げ)

第6条 補助対象者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第7条 補助対象者は、第5条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ離島航路船員確保・育成支援事業補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第5条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、離島航路船員確保・育成支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けな

ればならない。

(実施状況報告)

第9条 補助対象者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、離島航路船員確保・育成支援事業補助金実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 支出内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第4条及び第1項の規定に関わらず、知事が別に定める日までに補助事業が完了する場合は、離島航路船員確保・育成支援事業補助金交付申請書を、離島航路船員確保・育成支援事業補助金交付申請書兼実績報告書に代えて、前項の書類を添付のうえ、提出することができる。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項により、実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助対象事業が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、前条第3項の規定による実績報告を受けたときは、第5条及び前項の規定に関わらず、補助対象経費等を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、離島航路船員確保・育成支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書により、補助対象者に通知するものとする。

3 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還命令通知書により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第 12 条 知事は、補助対象者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、離島航路船員確保・育成支援事業補助金請求書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、第 8 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする

- (1) 補助対象者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助対象者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 11 条第 4 項の規定を準用する。

5 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 14 条 補助対象者は、第 11 条の規定に基づく補助対象事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 6 号により知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第 11 条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 15 条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 13 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

別表

| 補助内容 | 補助対象経費 | 補助率 |
|--------------------------|--|-------|
| 1 船員の研修等支援 (講師の招聘も含む) | (1)船員の研修派遣や研修講師を招聘した際に要する経費 ・受講費、交通費、宿泊費、講師謝金 (2)その他知事が必要と認める経費 | 1 / 2 |
| 2 海技免許取得等推進支援 | (1)沖縄県内離島航路事業者及び沖縄県内の水産系高等学校(専攻科含む。)の生徒等が、海技士国家資格の受験、海技免許を取得する際に受講する講習及び船員として必要となる各種免許講習等を受講する際に要する経費 ・受講費、交通費、宿泊費、教材費、受験料 (2)その他知事が必要と認める経費 | 3 / 4 |

※消費税及び地方消費税を除く。